

## 福井市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年2月16日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	今	村	辰	和
福井市監査委員	下	畑	健	二

### 1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象所属等

教育委員会事務局

教育総務課、保健給食課（北部学校給食センター、南部学校給食センター及び美山学校給食センター）、青少年課（少年自然の家）及びスポーツ課

#### (2) 監査範囲

令和元年度及び2年度（令和2年4月から同年10月末まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

### 3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

## 4 監査の実施内容

### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

### (2) 監査の実施期間

令和2年11月27日から令和3年2月10日まで

## 5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

### ( 指摘事項 )

電気事業法に基づく自家用電気工作物保安管理業務の法定点検において、関係法令で定める基準に不適合とされた事項のうち、相当の期間、未対応の状態となっているものがある。

所管課は、電気事業法等の関係法令に則り、学校の施設及び設備を常に良好な状態に保つように管理しなければならず、法定点検により不適合とされた事項については、速やかに対応されたい。

【教育委員会事務局教育総務課】

### ( 意見 )

都市公園内の体育施設における自動販売機や電柱等の設置について、都市公園法や福井市都市公園条例に基づかず、福井市体育施設条例や福井市財務会計規則に基づく手続により許可していた。自動販売機については福井市体育施設条例に規定する使用料を、電柱等については福井市行政財産の使用料に関する条例に規定する使用料を設置者から徴収していた。また、一部の自動販売機の設置については、公募による貸付や指定管理者の自主事業で行っていた。

今後は、都市公園内の体育施設等の有料公園施設について、都市公園法、福井市都市公園条例、各有料公園施設に関する条例等の関係法令の適用関係を明確に整理し、適正な事務処理に努められたい。

**【教育委員会事務局スポーツ課】**

福井市スポーツ推進委員協議会補助金について、研修会等におけるスポーツ推進委員の弁当代など、補助対象経費としては一般市民の理解を得にくい経費を補助対象としていた事例が見受けられた。

補助金の財源は、市民の税金で賄われていることを念頭に、補助対象経費の選定に当たっては、当該経費が公金支出として適切かどうか慎重に検討されたい。

**【教育委員会事務局スポーツ課】**